

NORMA

ノーマ

2021

4・5

April & May

社協情報

No.346

特集1

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築 〈p.2〉

日本福祉大学社会福祉学部 教授 原田 正樹氏

特集2

会計業務における不祥事発生・再発防止の徹底 〈p.6〉

兵庫県立大学大学院 客員教授／
全国社会福祉事業団協議会 事務局次長 鈴木 俊昭氏

● 地域づくりのいろは（応用編）【新連載・第1回】 〈p.10〉

地域づくりの理想と現実

東京都立大学人文社会学部 准教授 室田 信一氏

● 社協活動最前線 〈p.12〉

三股町社会福祉協議会（宮崎県）

デザインのチカラで、地域課題を解決

～コミュニティデザインラボを中心とした地域交流活動

● 社協と社会福祉法人・福祉施設の連携・協働【新連載・第1回】 〈p.14〉

～ともに生きる豊かな地域社会の実現に向けて～

社会福祉法人・福祉施設等との連携・協働による「はだの地域公益事業基金」の取り組み
（神奈川県・秦野市社会福祉協議会）

● 未来の豊かな“つながり”のための全国アクション 〈p.15〉

● 全国社会福祉協議会地域福祉部 令和3年度職員体制

● コロナ禍での社協職員の矜持【新連載・第1回】 〈p.16〉

香川県・琴平町社会福祉協議会 会長 越智 和子氏

特集
1

地域共生社会の実現に向けた 包括的支援体制の構築

地域共生社会の実現に向けて、本年4月より、2020年の社会福祉法改正で位置づけられた①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が施行される等、包括的支援体制の構築に向けた動きが各地で進められている。

本特集では、日本福祉大学教授の原田正樹氏より、包括的支援体制の必要性や重層的支援体制整備事業のポイントについて改めて解説いただき、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築にあたって社協が果たすべき役割や期待等についてご示唆いただく。 (zoomによるリモート取材 聞き手:全社協地域福祉部)

日本福祉大学 社会福祉学部教授 はらだ まさき 原田 正樹 氏

日本地域福祉学会会長、日本福祉教育・ボランティア学習学会会長、全社協・全国福祉教育推進委員会委員長、全社協・これからの地域づくりを担うソーシャルワーカーの実践力の強化・育成に関する企画委員会委員等。主な著書は『地域福祉ガバナンスをつくる』（全社協）等。



2017年の社会福祉法改正で位置づけられた地域生活課題とは

—はじめに、2017年の社会福祉法の改正で位置づけられた地域生活課題について教えていただけますか。

原田：地域共生社会と包括的支援体制が必要な背景について、改めて図表1を見ながら考えてみたいと思います。なぜ新しく包括的支援体制を作らなければいけないのかということですが、「相談する先が分かっている課題」「自ら相談に行く力がある」等、現在対応できているニーズに関しては、既存の相談機関で対応していけばいいわけです。しかしながら、この間、対応できていないニーズが各地で顕在化してきました。本人または世帯の課題が重なっている世帯の複合問題、制度の対象外・基準外となっているために支援が行き届かないケース、セルフネグレクトであったり、頼る人がまわりにおらず自ら相談に行く力がないケース等です。

制度の狭間をどうするかがよく問題になりますが、分野別に新しい制度を作るという発想はもう限界に来ていると思います。各圏域ごとにさまざまなニーズを包み込

むような新しいセーフティネットを構築する必要があります。それが図表1の中央にある「包括的な支援体制の整備」です。行政の制度だけではなく、専門機関や地域住民との協働も含めた包括的な仕組みが求められているのです。これが社会福祉法第4条第3項の「地域生活課題をどう解決していくか」につながっていきます。

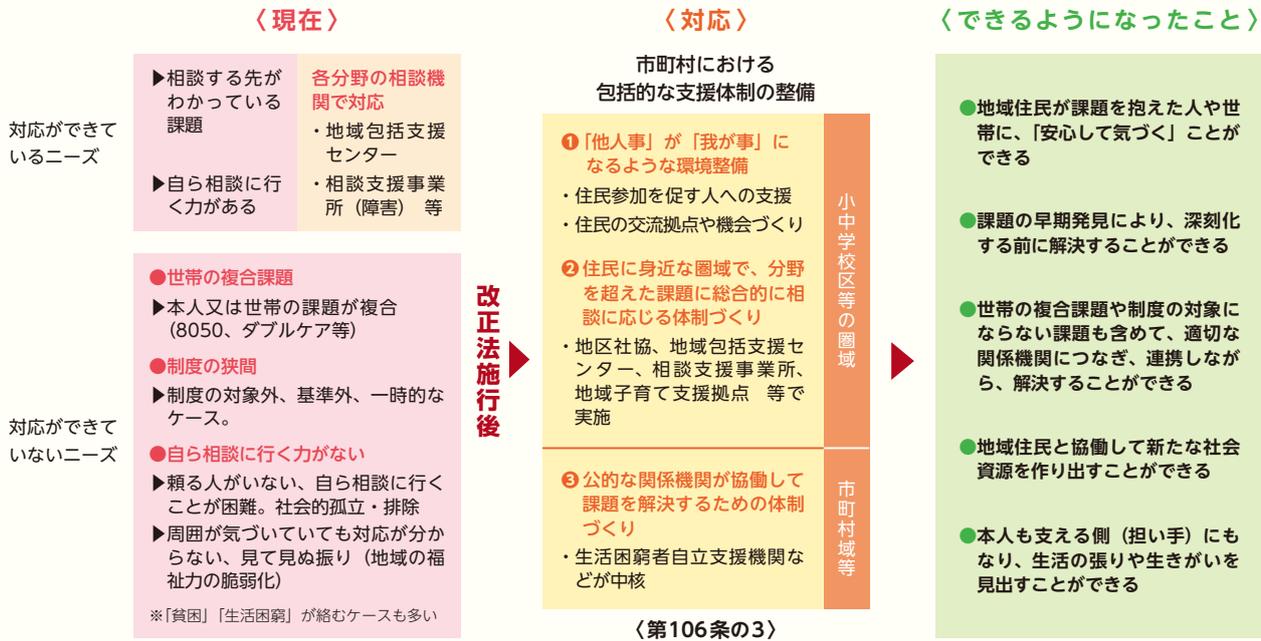
この第4条第3項については非常に重要なポイントになるので、社協の皆さんがしっかりと押さえておかなければいけません。重要なのは、「福祉サービスを必要とする地域住民（個人）と世帯が抱える…」と、対象が個人だけではなく世帯をとらえることになったことです。今までの福祉サービスは、生活保護法以外は基本的に、あくまで困っている個人を支える仕組みでした。しかし包括的支援体制の構築を考える上では、家族支援を重視しているのです。

地域生活課題についても、広くとらえられています。保健医療、住まい、就労、（大人も含む）教育までが、課題の対象と考えられるようになりました。社会的孤立や社会参加の機会喪失といった課題は、従前の福祉の支援の仕組みではなかなか解決することができません。本

図表1 地域共生社会と包括的支援体制が必要な背景

地域共生社会と包括的支援体制が必要な背景

- 高齢、障害、児童等の各分野ごとの相談体制では対応が困難な、世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケース、制度の狭間にあるケース、支援を必要とする人が自ら相談に行く力がなく、地域の中で孤立（時には排除）しているケースなどを確実に支援につなげる。かつ、生活支援や就労支援等を一体的に行うことで、支援を必要としていた人自身が地域を支える側にもなりうるような仕組みづくりを行う。
- 既存の相談支援機関を活用し、これらの機関が連携する体制づくりを行う。



（出所）厚生労働省

人や家族が孤立していないか。社会参加はしっかりできているのか。こういう課題は、本人たちのアセスメントだけではなく、地域のアセスメントも必要になります。そこでもっと視野を広げて地域生活課題としてとらえ、近隣住民や地域の社会資源と協働してニーズを把握し、問題を早期に発見する必要があるのです。

もう一つ重要なポイントが、2017年の社会福祉法改正で第6条第2項に「国及び地方公共団体は、…（中略）地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずよう努めなければならない」という一文が加わったことです。これまでの社会福祉法における地域福祉の定義（第4条）では、地域住民等というのは、①地域住民、②社会福祉を目的とする事業を営業者、③社会福祉に関する活動を行う者であり、三者が相互に協力して福祉の推進に努めなければならないと記されています。つまり、行政はこのなかに入っていなかったわけです。地域共生社会は地域住民に「丸投げ」されるものではありません。厚生労働省の「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会」でも大きな論点となって、第6条第2項が加わりました。

2020年の改正では、さらに具体的に「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備」

は、市町村の役割であることが明記されました。このことを私は、「地域福祉の推進が三者関係から四者関係に変わった」と表現しています。地域社会のステークホルダーが広がったという意味でも、非常に重要な変化だと思います。それゆえに、地域福祉ガバナンスが不可欠になってきました。

もっともこれが社協にとって追い風になるのかどうかは、判断が難しいところです。第4条だけでしたら、社協が中心となって地域福祉を推進していくことには何の問題もありませんでした。しかし今後は行政も責務を果たすべきだと明文化されたので、社協としては行政をはじめ、関係者と今まで以上に協働してどう包括的支援体制を作ることができるのかを考える必要があります。

包括的支援体制と重層的支援体制整備事業との関係

—これまでの包括的支援体制と新たに創設された重層的支援体制整備事業の違いが分からず、現場では少し混乱しているようです。その違いを教えてください。

原田：これについては、概念が分かりやすいように図表2のように整理してみました。中位概念である包括的支

援体制と地域包括ケアシステムの何が違うのかという質問もよくあります。地域包括ケアシステムは、医療介護総合確保推進法第2条で、「高齢者が」と対象が明記されています。せっかくこれまでみんなで地域包括システムを積み上げてきたわけだから、その対象を「0歳から100歳」にすればいいという議論もあります。考え方はよくわかりますが、法律にそう明記されています。そこで地域包括ケアシステムをすべての人に普遍化するという考え方になりました。

国会答弁でも、「高齢期の支援を地域で包括的に確保する地域包括ケアシステムの構築が進められてきたが、『必要な支援を包括的に提供する』という考え方を、障害のある人、子ども等への支援にも普遍化する…」と説明しています。この趣旨を把握してもらえれば、「これまで介護保険中心でやってきたものが、すべてなくなるのか」という誤解は起きないと思うのです。

これまでのように高齢者だけを対象としてきた地域包括ケアシステムを包括的支援体制にしていく必要があります。本年4月から始まった第8期介護保険事業計画では、新たな考え方を取り込んだ自治体の計画と、そうでない自治体との違いが明確になっていくことでしょう。

もう一つ現場でよく聞かれるのが、重層的支援体制整備事業が今までのモデル事業とどう違うのかという疑問です。既存のモデル事業と混同しているため、数年で予算はつかなくなると誤解している関係者も多いようですが、重層的支援体制整備事業はモデル事業ではなく、法律に基づいた事業なのです。

2017年の社会福祉法改正で第106条の3として「包括的支援体制の整備」が新設されました。これはすべての市町村に対し、地域生活課題の解決に資する支援が包括

的に提供される体制整備を努力義務（モデル事業の活用や事業間の連携を通じた市町村の創意工夫）として規定されたものです。2020年の改正では、さらに第106条の4が追加され、包括的支援体制を強化するための新機能が法定事業として位置づけられました。さらに第106条の8および第106条の9において、「介護、障害、子ども、生活困窮の分野からの財源拠出等の財政支援を定める」と、一体的な実施を促進しているのです。なかでも、第106条の4第2項第6号がとても重要だと思っています。ここには「前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民」に対しては支援ができる」と明記されています。つまり今までは年齢や手帳の有無など、さまざまな要件で「残念だけど、該当しません」と断わざるを得なかった制度の狭間にある人たちにも、市町村が認めさえすれば、支援の対象にできる可能性が生まれたわけです。これを市町村がうまく活用していけるかどうかが大切ですし、包括的支援体制を整える上でも重要になる条文だと思います。重層的支援体制整備事業は、個別支援と地域づくりを一体的に展開するソーシャルワークを推進していくこととなります。丸ごと受け止める総合相談、出会いや役割、関係性を創出する参加支援、多様性を認め合える地域づくりを多機関協働のもと進めます。その中心は当事者主体です。

包括的支援体制の構築に向けて 社協の果たすべき役割とは

—包括的支援体制を各市町村が組み立てていく上で今後、社協の役割はどのように変わっていくのでしょうか。

原田：今後は行政が一次的に包括支援体制を進めていくことが大前提となります。しかし、次に、誰が具体的に体制づくりを進めていくのかという問題が残ります。これまでの役割や機能から見たら、行政だけでそれを進めていくことは不可能です。そこで改めて、社協がこれまで蓄積してきた包括的支援体制づくりのノウハウが生きてくるのではないのでしょうか。先進的な社協では、心配ごと相談や福祉総合相談の実践を通じて「どこに相談したらいいのかわからない」ような相談を受け止め、必要な支援につないだり、地域住民や関係機関・団体との連携・協働による資源開発や地域づくりを進めてきたはずで、これが今後の社協事業・活動の大きな財産になるのではないかと思います。

もっともすべての社協が包括的支援体制づくりに取り組んできたわけではないでしょう。地域づくりだけはやってきたが、個別支援は十分できていなかった社協もある

図表2 地域共生社会の諸概念の整理



(出所) 原田正樹氏作成

はずです。そんな社協は自分たちだけですべてを担うのではなくて、地域にあるさまざまな社会福祉法人・福祉施設等と連携・協働し、地域のなかで一緒になって取り組んでいく—そんな考え方が必要ではないでしょうか。

多様性が受け入れられる地域を どうつくるか

—包括的支援体制を構築する上では、福祉教育も大切になってきますよね。

原田：おっしゃるとおりです。福祉教育の重要性については、ぜひ強調させてください。包括的支援体制という制度設計をしっかりと行うことと、地域でみんなが共に生きていくという意識づくりを両輪として同時に進めていく必要があります。制度や仕組みを整えていくという取り組みは重要ですが、それだけでは共生社会は実現しません。私たち自身の意識改革も含めて、地域のなかにある差別や排除をなくし、多様性を認められる社会にしていく必要があります。社協でこれまで推進してきた福祉教育やボランティア活動が、これからはますます求められていくことになるでしょう。

福祉計画をどう策定、進行管理していくかというテーマも重要です。2017年の改正で示された「新しい地域福祉計画」を策定するためには、これまでのように住民参加だけでは十分ではありません。児童・障害・高齢の分野別にまたがる課題に横串を差し、包括的支援体制をどうつくるか。それぞれの分野別計画との整合性をもって進行管理を行う。あるいは福祉関係だけではなくさまざまな部署による庁内連携を図っていくか。つまり「住民参加」を基本にしながらも、これからは「専門職参加」「職員参加」—この三者が参加することによって、地域福祉計画の策定や進行管理をしなければいけない時代になりました。また行政と社協の連携だけではなく、これからは今まで以上に社会福祉法人・福祉施設等との連携・協働を意識する必要があります。先ほど述べた四者が協働して地域福祉を推進していく時代です。そのときに社協が地域の「連携・協働の場」になれるかどうか、ここが今、まさに試されているわけです。

地域共生社会に求められるのは、「多様性」でしょう。これまで社協がお付き合いしてきた地縁組織は、ともすれば限られた地元の人たちだけの組織だったのかもしれませんが。ここにもっと若い世代、子育て世代、転入してきた人たち、障害のある人や外国籍の人などをも巻き込んだ活動を進めていかないと、共生できる地域づくりが進むはずがありません。それは地縁組織を否定するのではなく、福祉コミュニティにどう転換していくかという視点です。その意味では、福祉教育も変わる必要があります。ここ10年くらいで

いぶ変わってきたものの、相変わらず高齢者や障害者の疑似体験だけをやっている社協も多く見受けられるのは残念なことです。福祉教育のプログラムにもどんどん新しい発想を盛り込んでいかないと、多様性を求められる地域共生社会では通用しないものになってしまうでしょう。

コロナ禍での社協職員へのメッセージ

—コロナ禍が1年以上続くなかで、全国の社協では特例貸付の業務で忙殺されて、通常業務にも支障が出ているという声も多数寄せられています。そんな全国の社協職員の皆様に、応援メッセージをいただけますか。

原田：特例貸付に申込が殺到して、とにかく大変な状況だと聞いています。そもそも制度としても、体制としても改善しなければならぬ点があります。それを前提として、お話をさせてください。窓口での業務を単なる貸付業務と思わないことです。相談の中身をしっかりと受け止めて、一つひとつの事例をきちんと整理してまとめていく。すると、今までとはまったく違った地域の困りごとが見えてくると思うのです。あるいはここでつながっておくことで、次には担い手になってもらえるかもしれない。話を聞くなかで見えてきた新しいニーズに対して、「どういう解決策があるのか」「次のステージをどう作れるのか」を考えた経験は、これからの新しい地域づくりに必ず活かされるはずだと思います。

ある社協の若手職員は、貸付の相談を経験することによって地域の貧困というものがよく見えてきたと話していました。経済的に困っているというだけではなく、家族の様子だとか、業種による雇用の実態とか、生活の不安定さや脆さ、誰にも相談ができない、それは特別な人のことではなく、周りに当たり前にあったことに気づかされたと言うのです。とはいえ、押し寄せてくる相談のなかで、「社協はどこまで支援することができるのだろうか」と改めて考えているというのです。こういう体験はとても重要で、今後の社協活動に大きく役立っていくことでしょう。

そうはいつても、貸付業務を担当する職員の皆様の疲労やストレスは相当蓄積されていることと思います。コロナ禍はしばらく長期化することを想定して、職員の体制整備や職員支援などのストレスコントロールを組織的に考えていく必要があるでしょう。同時に、この制度のあり方や職員の増員など国に働きかけていく必要もあります。

—本日は貴重なお話をどうもありがとうございました。全社協でも、オンラインを活用した職員同士の意見交換の場を設けていきたいと考えております。

特集 2

会計業務における 不祥事発生・再発防止の徹底

兵庫県立大学大学院客員教授／全国社会福祉事業団協議会事務局次長 すずき としあき 鈴木 俊昭 氏
(全社協中央福祉学院「社会福祉法人会計実務講座(中級社協コース)」担当講師)

令和2年度、全社協では、不祥事の発生・再発の防止の徹底を図るために、市区町村における会計業務の全国一斉点検を実施した。

本特集では、全国一斉点検の結果等を踏まえ、会計業務における不祥事発生・再発防止に向けた取り組みの視点やポイントについて解説を行う。

1 不祥事を巡る情勢

近年、複数の社会福祉協議会(以下、社協)において、横領等の会計業務等に絡む不祥事が相次いで発生し、特に日常生活自立支援事業においては、利用者の預貯金の無断引き出し、私的流用等の不祥事が発生しており、新聞等により報道されています。

これを受け厚生労働省は、事務連絡「日常生活自立支援事業の適正な実施について」(令和2年12月25日/社会援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室)を发出するとともに、令和3年3月22日付で厚生労働省のホームページに掲載された社会・援護局関係主管課長会議資料において、「各都道府県・指定都市におかれては、日常生活自立支援事業が適正に実施されるよう、改めて会計事務に係る内部牽制体制の確立について徹底するなど、各都道府県・指定都市社会福祉協議会に対する一層の指導・助言をお願いします」(地域福祉課成年後見制度利用促進室)と記載するなど、不祥事の発生・再発防止に向けた取り組みが一層求められています。

2 内部牽制体制に係る通知上の規定

内部牽制体制に係る通知上の規定としては、課長連名通知「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項について」(社援基発0331第2号ほか/平成28年3月31日/平成31年3月29日最終改正)(以下、「留意事項」)

において次のとおり規定しています。

1 管理組織の確立

- (1)法人における予算の執行及び資金等の管理に関しては、あらかじめ運営管理責任者を定める等法人の管理運営に十分配慮した体制を確保すること。また、内部牽制に配慮した業務分担、自己点検を行う等、適正な会計事務処理に努めること。
- (2)会計責任者については理事長が任命することとし、会計責任者は取引の遂行、資産の管理及び帳簿その他の証憑書類の保存等会計処理に関する事務を行い、又は理事長の任命する出納職員にこれらの事務を行わせるものとする。
- (3)施設利用者から預かる金銭等は、法人に係る会計とは別途管理することとするが、この場合においても内部牽制に配慮する等、個人ごとに適正な出納管理を行うこと。なお、ケアハウス・有料老人ホーム等で将来のサービス提供に係る対価の前受分として利用者から預かる金銭は法人に係る会計に含めて処理するものとする。
- (4)法人は、上記事項を考慮し、会計基準省令に基づく適正な会計処理のために必要な事項について経理規程を定めるものとする。

また、所轄庁が「社会福祉法人指導監査実施要綱」に基づいて行う一般監査について、その監査の対象となる事項(監査事項)等を定めた局長連名通知「指導監査ガイドライン」(社援発0427第1号ほか/平成29年9月11日/

図表 1 指導監査ガイドライン（抜粋）

| | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3 会計管理 | <p>● 3 「会計管理」に関する事項の確認については、会計監査（会計監査人による監査に準ずる監査を含む。）及び専門家の支援を受けている法人は、監査や支援の趣旨は所轄庁の監査と異なるが、会計管理の部分についての監査・確認が重複していること、会計監査等により法人の財務会計に関する事務の適正性が確保されていると判断することが可能であることから、実施要綱の4「指導監査事項の省略等」の（1）及び（2）に該当する場合は省略できる。</p> |
| <p>（2）規程・体制</p> <p>1 経理規程を制定しているか（留意事項1の（4））</p> <p>（チェックポイント）</p> <p>● 定款等に定めるところにより、経理規程を制定しているか。</p> <p>● 経理規程が遵守されているか。</p> <p>〈着眼点〉</p> <p>● 法人は、会計省令に基づく適正な会計処理のために必要な事項について経理規程を定めるものとする。</p> <p>● 経理規程においては、法令等及び定款に定めるもの（注1）の他、法人が会計処理を行うために必要な事項（予算・決算の手続、会計帳簿の整備、会計処理の体制及び手続、資産及び負債の管理や評価、契約に関する事項等）について定めるものであり、法人における会計面の業務執行に関する基本的な取扱いを定めるものとして、法人の定款（注2）において、経理規程を定める旨及びその策定に関する手続等について定めておくべきものである。また、経理規程に定める事務処理を行うために必要な細則等を定めるとともに、経理規程やその細則等を遵守することが求められる。</p> <p>（注1） 経理規程を定めるに当たって関係する法令又は通知には、会計省令、運用上の取扱い、留意事項等の他、入札通知等がある。</p> <p>（注2） 定款例第34条では、法人の会計に関しては、法令等及び定款に定めのあるもののほか、理事会で定める経理規程により処理している。</p> <p>● 指導監査を行うに当たっては、経理規程が定款に定める手続により定められているか、経理規程が法令又は通知に反するものでないか、経理規程に従って会計処理等の事務処理がなされているかを確認する。ただし、経理規程に従って、事務処理がなされているかについては、本ガイドラインの各事項に定めるもののほか、必要に応じて確認するものであること。なお、必要に応じて確認する場合としては、高額な契約を締結している場合等に、経理規程やその細則等法人の規程に定める要件や手続等に従っているかを確認することなどが考えられる。</p> <p>〈指摘基準〉次の場合は文書指摘とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経理規程が定められていない場合 ・ 経理規程の内容が法令又は通知に反する場合 ・ 経理規程が定款に定める手続により決定されていない場合 ・ 経理規程及びその細則等に定めるところにより事務処理が行われていない場合 <p>〈確認書類〉</p> <p>定款、経理規程等、理事会の議事録等、経理規程等に定めるところにより会計処理等が行われていることが確認できる書類</p> | |
| <p>2 予算の執行及び資金等の管理に関する体制が整備されているか（留意事項1の（1）、（2））</p> <p>（チェックポイント）</p> <p>● 予算の執行及び資金等の管理に関して、会計責任者の設置等の管理運営体制が整備されているか。</p> <p>● 会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、内部牽制に配慮した体制とされているか。</p> <p>〈着眼点〉</p> <p>● 法人における予算の執行及び資金等の管理に関しては、あらかじめ会計責任者等の運営管理責任者を定める等法人の管理運営に十分配慮した体制を確保するとともに、会計責任者と出納職員との兼務を避けるなどの内部牽制に配慮した業務分担、自己点検を行う等、適正な会計事務処理に努めるべきである。</p> <p>● 法人における管理運営体制を明確にするため、経理規程等に定めるところにより、会計責任者を理事長が任命することや、会計責任者又は理事長の任命する出納職員に取引の遂行、資産の管理及び帳簿その他の証憑書類の保存等会計処理に関する事務を行わせることなどを明確化すべきである。</p> <p>● 指導監査を行うに当たっては、経理規程等により予算の執行や資金等の管理に関する体制が整備されているか、管理運営に関する経理規程等に定める手続が行われているかを確認する。</p> <p>〈指摘基準〉次の場合は文書指摘によることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経理規程等により、会計責任者の設置等の管理運営体制について定められていない場合 ・ 経理規程等により業務分担が明確に決められておらず、内部牽制に配慮した体制となっていない場合 ・ 管理運営体制に関する経理規程等に定める手続がなされていない場合 <p>〈確認書類〉</p> <p>経理規程、業務分担を定めた規程等</p> | |

令和2年9月11日最終改正)の項目「3 会計管理 (2) 規程・体制」において、**図表1**のとおり規定しています。

3 市区町村社協経営指針における内部牽制体制の位置づけ

全社協地域福祉推進委員会では、全国の市区町村社協が使命や経営理念等を共有して組織経営を進めるための基本的な考え方を示した「市区町村社協経営指針」の第2次改定版を令和2年7月にとりまとめました。

この経営指針では、内部牽制体制について、次のとおり規定しています。

Ⅲ組織経営(財源、事務所、職員体制等)

1 財務管理

(会計管理・財務管理)

- 社会福祉法、社会福祉法人会計基準、社会福祉協議会モデル経理規程等の会計に関する法令等に基づき、適正に計算書類を作成し、公表する。
- 内部けん制体制を構築し、複数によるチェック機能の充実を図り、日常の経理事務を適切に行い、不祥事を防止する。
- 計算書類の分析を踏まえ、持続可能で自律した組織経営のための意思決定を行う。

4 内部管理体制の整備

- 市区町村社協は、法人業務の適正を確保するため、リスク管理に関する体制、コンプライアンスに関する管理体制等の内部管理体制を整備する。

そして、この経営指針において、「不祥事の発生は、社協の信用を著しく失墜させるものでその防止に努めなければならない。全社協による『改訂：市区町村社協事務局長の出納業務に関する10のチェックポイント』や『受託事務団体の出納業務や利用者等からの預かり金品の管理等に関する6のチェックポイント』等を活用し、組織的に不祥事の防止に努める必要がある」と解説しています。

4 令和2年度市区町村社協における会計業務の全国一斉点検

こうした背景のなか、全社協は、不祥事の発生・再発防止の徹底を図るために、「改訂：市区町村社協事務局長の出納業務に関する10のチェックポイント」を用いた「会計業務等における全国一斉点検」を平成30年度に実施しました。

しかしながら、その後も新たな不祥事が発覚しているため、平成30年度の点検結果を踏まえ、令和2年度には、

「改訂：市区町村社協事務局長の出納業務に関する10のチェックポイント」の「基本的な体制構築に関すること」「日常的な金銭管理サービスの実施状況」等のなかから21項目を厳選し、項目を重点化して全国一斉点検を再度実施し、組織的な点検と是正の徹底を図りました。

全国一斉点検は、令和3年1月12日～2月28日にかけて、全国の市区町村社協に対して実施し、回収率は78.1% (1,426社協) でした。

令和2年度の一斉点検結果では、全国の平均達成率は95.0%でした。また、「達成率100%」の社協が全体の52.6% (751社協) を占める一方で、「達成率80%以下」の社協は、4.7% (66社協) でした。

「基本的な体制構築」に関して、達成率の低かった設問をみると、「会計業務の分担は、決められているか(現金出納担当者、預貯金出納担当者、預貯金通帳保管担当者、会計伝票起票者、銀行印保管者、出納責任者、会計責任者)」というチェック項目に対して、「②決められていない・決められていないものがある」と回答した社協は10.8% (154社協) でした。

また、「預貯金通帳保管担当者と銀行届出印保管者はすべて担当者が別になっているか」というチェック項目に対して、「②いいえ」と回答した社協は6.9% (99社協) でした。

不祥事の発生要因としては、特定個人がすべて一人で決裁するなどの内部牽制体制の不備と、預金通帳と銀行届出印を別々に保管・管理していないなどの通帳と印鑑の保管管理の不適切があげられます。

「留意事項」で規定しているとおり、「内部牽制に配慮した業務分担、自己点検を行う等、適正な会計事務処理に努めること」が肝要です。

5 適正な内部牽制体制の構築と経理規程の関係

そもそも内部牽制体制とは、法人の組織を構成する者が互いにルールを逸脱しないようにチェックし合う仕組みです。会計業務のはじめから終わりまでを一人で行うと、誤謬が発生する可能性が高くなり、さらには不正が行われる危険性もあります。

したがって、①取引の承認・実行、②取引の記録、③資産の管理の業務を分離し分担させる、つまり、複数の者をもって会計業務を分担させることが求められます。

「改訂：市区町村社協事務局長の出納業務に関する10のチェックポイント」は、内部牽制体制のうち出納業務

図表2 改訂：市区町村社協事務局長の出納業務に関する10のチェックポイントと根拠条文（主なもの）

| | 改訂：市区町村社協事務局長の出納業務に関する10のチェックポイント | 根拠条文 (市区町村社協モデル経理規程) |
|---|------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 社会福祉協議会が取引をしているすべての金融機関の預貯金口座（預貯金通帳）、および届出印を掌握すること。預貯金口座の名義は、原則、法人名となっていること。 | (金融機関との取引) 第42条 本会が金融機関との取引を開始し、又は解約しようとするときは、会長の承認を得なければならない。 2 金融機関との取引は、会長名をもって行う。 3 会長は、金融機関との取引に使用する印鑑を保管する。 4 前項の規定にかかわらず、会長は、実務上必要と判断した場合には、次の業務を担当しない会計責任者（第9条において、出納責任者を置いている場合には、出納責任者）を金融機関との取引に使用する印鑑の保管責任者とすることができる。 (1)現金預貯金（小口現金を含む）の出納記帳 (2)預貯金の通帳及び証書の保管管理 (3)現金（小口現金を含む）の保管管理 |
| 2 | 預貯金通帳と届出印は、別々に管理すること。 届出印は、会計責任者又は出納責任者が管理すること。 | |
| 3 | 会計伝票は、最低3名以上が検印ないしは署名をすること。 | (収入の手続) 第23条 金銭の収納は、収入承認に関する書類及び収入にかかる関係書類に基づいて行う。 2 会計責任者（第9条において、出納責任者を設置している場合には、出納責任者。以下、第32条を除くこの章において同じ。）は、前項の書類と入金した金銭の額を照合して収納し領収書を発行する。 3 銀行等の金融機関への振込の方法により入金が行われた場合で、前項に規定する領収書の発行の要求がない場合には、領収書の発行を省略することができる。 |
| | (1) 事業担当者が起票 ↓ (2) 会計担当者が検印 ↓ (3) 事務局長以上が決裁 の決裁体制を確立すること。 | (支出の手続) 第26条 金銭の支払は、支出承認に関する書類及び支払にかかる関係書類に基づいて行われなければならない。 2 会計責任者は、前項の書類を照合し、支払金額及び支払内容に誤りがないことを確かめた上で、金銭の支払を行わなければならない。 3 金銭の支払については、請求書と同一の記名押印又は署名のある領収書を徴しなければならない。 4 前項の規定にかかわらず、金融機関からの預貯金口座振込により支払いを行った場合で、とくに領収書の入手を必要としないと認められるときは、振込又は払込を証する書類によって領収書に代えることができる。 5 前二項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により領収書又は証明書を徴することができない場合には、その支払が正当であることを証明した、本会所定の支払証明書によって領収書に代えることができる。 |

に係る不祥事防止に向けた体制整備のために策定されたチェックポイントですが、各チェックポイントには、その根拠となる社会福祉協議会モデル経理規程（以下、社協モデル経理規程）の条文があります（図表2）。

社協モデル経理規程においては、会計業務に関係する者として、会計職員、出納責任者、会計責任者、会長等が規定され、それぞれの責任と権限が定められています。

会計業務が適正に実施されるために、会計業務の手続きを規定する社協モデル経理規程には、内部牽制の仕組みが活用されており、社協モデル経理規程をしっかりと理解することが必要です。

員および会計責任者が、以下のことを実践することが必要です。

- ①他の理事や職員に対して不正な計算書類を作成するような指示等を行わないためにも会長以下役員および会計責任者自身が適切な会計の知識を身につけること
- ②会長以下役員および会計責任者ならびに組織を構成する者が不正等を起こさず、適正な財務報告ができる体制(ガバナンス)を構築すること

社協は、地域福祉を推進する中核的な組織として、住民参加を求めながらさまざまな事業・活動に取り組んできました。地域共生社会の実現に向け、さまざまな関係者や組織・団体と協働する「連携・協働の場」として、その役割と期待を発揮することが求められています。こうした役割と期待に応えるためにも、内部牽制体制の構築を徹底しましょう。

6 最後に

適正な内部牽制体制の構築は、不祥事の発生を防止し、財務報告の信頼性を確保するばかりではなく、業務の効率性をもたらします。そのためには、まずは会長以下役

地域づくりのいろは

(応用編)

地域づくりの理想と現実

東京都立大学人文社会学部 准教授 室田 信一 氏

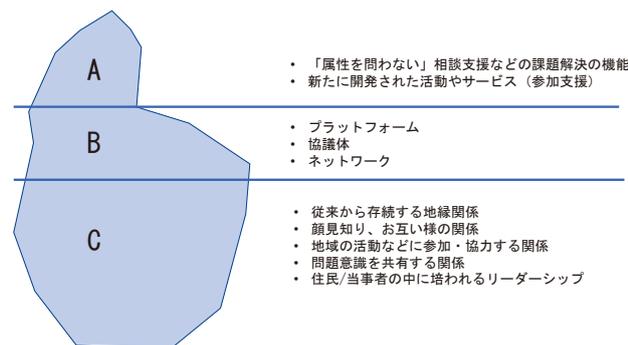


■ 連載のねらい

昨年度1年間、「地域づくりのいろは」と題した本誌の連載を通して、地域共生社会の実現に向けた地域づくりのあり方について、各地の社協や関係団体の実践を参考に検討を重ねてきました。令和2年6月に公布された、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律により、令和3年4月より重層的支援体制整備事業が各地で実施されます。全国で42自治体が初年度から同事業を実施することになり、243自治体（予定）が同事業の移行準備事業を実施することになりました。本連載は、昨年度の連載の応用編として、これらの事業に取り組む自治体の社協における地域づくりの取り組みについて、各社協にご執筆いただくこととなります。

ここで、昨年度の連載第1回でも紹介した図を用いて、住民活動における地域づくりの位置づけについて説明したいと思います。この図は住民活動の構造を氷山のイメージで表しています。図中のAの部分は「属性を問わない」相談支援や参加支援の仕組みといった、重層的支援体制

図 地域における住民活動の構造



における中心的な機能を表しています。このAの部分は可視化されることが多いので、氷山に例えると常に水上に現れています。重層的支援体制を整備するにあたり、このAの部分だけを整備しようとしても、おそらくそれは機能しないでしょう。なぜなら、Aの部分は豊かなBの取り組みやCの営みの上に成立してはじめて機能するからです。

Aを支えるBとは、プラットフォームや協議体、ネットワークを表しています。協議体は生活支援体制整備事業のなかに位置づけられており、自治体の政策として設置が進められています。したがって、協議体のように可視化されているBもありますし、一方で、地域におけるインフォーマルなネットワークのように特に名称のないBもあります。いずれにしても、Bの段階において地域住民や関係機関が合意形成をして、お互いの資源を共有するような協力体制が整うことで、Aの実践がより機能することは間違いありません。

最後にCの部分は従来から存続する地縁関係や地域の中のお互い様の関係、地域の活動に参加・協力

する関係、問題意識を共有する関係、住民や当事者のなかに培われるリーダーシップという目に見えない要素になります。そのため、氷山の図では水面下の

見えない部分として位置づけています。Cの部分は地域によって多様で、昔からの地縁関係が強い地域もあれば、人間関係が希薄でCの部分がほとんど存在しない地域もあるでしょう。Cの部分が豊かであればあるほどBの部分でよりたくさんの資源が共有されることになり、結果的にAの部分も機能することになるでしょう。

地域共生社会を実現させるための地域づくりというとき、このCの部分を豊かにする働きかけが業務の大半を占めるといってよいでしょう。しかし、Cの部分を豊かにすることは時間がかかりますし、時間をかけてCの部分が豊かになったとしても、短期間で後退するということもあり得ます。人と人の関係性によって培われるCの部分は、そのような意味では脆弱なものですが、豊かになったときにその地域にとって大きな財産となります。

本連載では、上記のような視点に立ち、草の根の地域づくりを推進する社協の実践を参考に、地域共生社会づくりにおける地域づくりのあり方について検討していきたいと思

■ 地域共生社会の実現に向けた地域づくりの懸念点

重層的支援体制整備事業によって各地の地域づくりが推進されることが期待されますが、地域共生社会実現のための政策が必ずしも地域づくりを後押しするとは限りません。むしろ地域づくりを後退させる可能性





もあります。以下では3点に絞って、地域共生社会の実現に向けた地域づくりの懸念点について説明します。

第1に、重層的支援体制整備事業は、高齢分野・障害分野・子ども分野・生活困窮分野といったタテ割りの制度を超えて、相談支援や地域づくりを包括的に推進することを後押しする制度設計になっています。タテ割りの財源をバラバラに運用するのではなく、自治体のなかで予算を集約して一体的に運用する仕組みは、これまでにない画期的な事業設計といえます。しかし、生活困窮者自立支援制度が、本来は制度の狭間といわれる対象者の相談を広く受け付けるはずが、「生活困窮者」という新たなタテ割りの対象者を生み出してしまったように、重層的支援体制整備事業においても、本当にどのような相談も受け付ける仕組みができるか疑問を感じています。

8050問題やダブルケア、ヤングケアラーの問題など、ようやく相談援助の対象として認識されるようになりましたが、外国籍の人の問題や、リモート勤務の増加による家庭内の不和（居場所の問題）、職場などにおける女性差別の問題、人種などの差別によるヘイトスピーチ、性的マイノリティを対象にしたアウティング、ネットにおけるいじめなど、どれも現代における深刻な課題です。当事者としてはどこに相談していいかわからない問題です。またこれらの問題は当事者の生活と複雑に絡み合っている問題でもあります。このような「新たな問題」を問題として認識してはじめて重層的支援の対象としてとらえるのではなく、つまり、問題をカテゴリー分けするのではなく、あらゆる相談に対応する体制とそれを支える地域をつくることのできるのか、その点が事業の成功の鍵を握っているといえます。

2点目は、昨年度の連載第9回

(No.344)でコーディネーターについて取り上げた際にも述べましたが、コーディネーターが地域に積極的に関与することが、必ずしも地域づくりにとって効果的とは限らないという懸念です。本来であれば、コーディネーターがまったく関与しないで、住民が中心となって地域づくりを推進することが理想的ですが、そうした「待ちの姿勢」では従来から住民活動（図中のCの部分）が活発な地域では地域づくりが進み、反対に住民同士の関係性が希薄な地域ではいつまで経っても地域づくりが進まないという結果になりかねません。そのためにコーディネーターが地域づくりに関与するわけですが、コーディネーターが関与することでしか地域づくりの取り組みが進まない状態（コーディネーター依存状態）に陥ると、住民は客体化されてしまいます。そのような地域では、コーディネーターのやる気次第で活動が左右されますし、仮にコーディネーターの配置が打ち切られた場合、その地域の地域づくりはリセットされる可能性が高いです。したがって、コーディネーターには住民を客体化しない、けれども積極的な関与が求められるのです。針に糸を通すような繊細なコーディネートを推進できるかが2番目の成功の鍵といえます。

最後の懸念点は、重層的支援体制整備事業の経費の大半が国や都道府県による交付金によってまかなわれていることです。各地に包括的な相談支援体制をつくりだし、かつそれを支える地域づくりの仕組みを推進するという、重層的な支援体制を整備する予算を国が主導して確保したことと、さらに行政のタテ割りの壁を超えて事業を推進する設計を提示したことは時代のニーズにあった効果的な政策といえます。一方、この事業を推進するための予算が、人々の生活の場である地域から遠く離れた

国や都道府県を經由して各地に配分されることの問題点もあるでしょう。

当該事業を所管する市区町村の行政担当職員は事業を評価する際に悩まれることと思います。先述したように、図中のCの地域づくりの部分を豊かにするためには時間がかかります。時間がかかるにもかかわらず、短期間で失われてしまう可能性もあります。それでも近道はなく、時間をかけて地域づくりを推進することが、この事業にとっては必要なのです。そのような地域づくりのコーディネート業務は、本来であれば地域住民から評価を受けるべきでしょう。コーディネーターが国や都道府県、市区町村の行政による評価を気にしてコーディネートしてしまうと、住民主体の地域づくりの推進の妨げになる可能性があります。当該事業を受託した法人が事業評価といかに向き合うかという点もこの事業の成功の鍵を握っています。

■ 連載の進め方

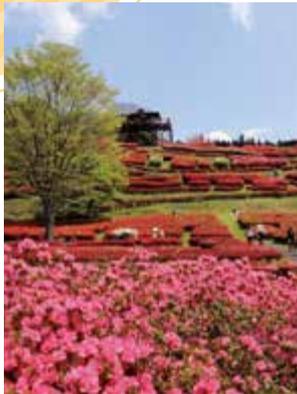
本連載では、上記のような問題意識を前提に、重層的支援体制整備事業および移行準備事業等に取り組む各地の社協の事例を紹介します。当該事業を推進する上で社協の役割は重要なものになります。同時に社協にとってこの事業を通して、社協の本分ともいえる地域づくりの実践を一層強化することはその存在意義を示す意味でも重要になるでしょう。

事例の紹介は各地の社協にご担当いただき、その事例に対して私がコメントを加える形式で連載を進めていきます。私が社協を応援する立場であることは間違いありませんが、同時に、上記の問題意識に照らし合わせて、重層的支援体制整備事業が本当に地域にとってよい成果を生み出しているのか、そして社協にとって望ましい事業なのか、厳しい目で検討していきたいと思っています。



三股町社会福祉協議会

デザインのチカラで、地域課題を解決〜コミュニティデザインラボを中心とした地域交流活動



椎八重公園。「つつじヶ丘公園」とも呼ばれるツツジの名所

三股町社協では2020年4月より、「実践支援研究室コミュニティデザインラボ」を組織化し、人と人が「出会う場」、課題を「考える場」、ウェブや紙媒体で「魅せる場」を作ることにより、地域共生社会の実現をめざした活動をスタートさせた。2025年までに町内の人口の10%の地域活動者を生み出すことを目標に掲げる取り組みについて紹介する。

社協データ

| | |
|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【地域の状況】(2021年3月現在) | 支援事業、法人後見センター事業、福祉サービス利用援助事業、配食サービス事業、自殺対策強化事業、子育て支援センター事業、ファミリーサポートセンター事業、総合福祉センター管理運営事業、在宅高齢者いきがい活動支援通所事業、共同募金配分事業、助け合い金庫貸付事業、生活福祉資金貸付事業 |
| 人口 | 25,474人 |
| 世帯数 | 10,477世帯 |
| 高齢化率 | 27.0% |
| 【社協の概要】(2021年3月現在) | ●居宅介護等事業:居宅介護支援事業、訪問介護事業、居宅介護事業、軽度生活援助ホームヘルプ事業、通所介護事業、訪問入浴事業、訪問看護事業、障害者基幹相談支援センター事業、障害児相談支援事業 |
| 理事 | 9人 |
| 評議員 | 16人 |
| 監事 | 2人 |
| 職員数 | 76人 |
| (正規職員9人、嘱託職員10人、委託職員17人、パート40人) | ●日本赤十字社三股分区分事業 |
| 【主な事業】 | |
| ●法人運営事業 | |
| ●地域福祉事業:調査・研究・企画・広報事業、地域福祉推進事業、生活支援サービス体制整備事業、生活困窮者相談支援センター事業、支援対象児童見守り強化事業、認知症総合 | |

デザインの可能性を実感した「みまたん宅食どうぞ便」

三股町社会福祉協議会(以下、町社協)が町内の社会福祉法人、ボランティアスタッフと協働で「みまたん宅食どうぞ便」(以下、どうぞ便)をスタートさせたのは、2017年12月のことである。これは、生活に困難を感じている子育て世帯に対して、定期的に無料で食材を届けるサービスだ。事務局を担う町社協の生活支援コーディネーター松崎亮さんは、その特徴を次のように説明する。

「どうぞ便は東京都文京区の『こども宅食』をモデルにし、ウェブサイトやLINEを通じて気軽に申込ができるような仕組みにしました。デザインに力を入れたのも大きな特色です。ホームページやチラシは明るい黄色を基調として動物キャラクターを散りばめるなど、親しみやすさを打ち出しました。従来の町社協であったら『ふれあい〇〇便』等のネーミングになるはずですが、サイト構築を依頼したデザイナーに『それでは運営側の思いだけで、地域の人々が利用したいと思えるものになっていないのでは…』と厳しく指摘されたのです」

東日本大震災の被災・移住者の一人でもあったデザイナーは、自身の

経験からも「支援を受ける人たちが心理的ハードルを感じるようなアプローチではダメ」と強く感じていた。一方的に「支援する・される」という関係ではなく、たまたま困っている人がいるからサポートする。助けられている側が助けられる立場になることもある。そんな相互関係を生み出すことが大切で、そういうことが伝わるデザインにすべきという発想だ。

松崎さんはこの話を聞き、それは地域福祉のあるべき姿そのものだと考えた。事実、どうぞ便の立ち上げ後、これまで公的制度に関心のなかった若い世帯からの申込が殺到し、「一般の宅食サービスと間違っただけで申し込む家庭もあったほど」という。人とつながるためのデザインの可能性を実感した町社協では、それ以後の地域福祉活動においてデザイン(単に見た目だけでなく、地域住民が参加しやすくするシステム全体を指す)を重視するようになった。

コミュニティデザインラボを組織化し、出会いの場を創出

次に町社協が組織化したのが、実践支援研究室コミュニティデザインラボ(以下、ラボ)だった。人と人が「出会う場」、課題を「考える場」、ウェブや紙媒体で「魅せる場」を構築し、住民、企業、福祉専門職、行

政、デザイナーなどをつなぎながら、2025年までに200の地域活動(コンテンツ)と2025人の活動者(プレイヤー)を生み出すことを目標に掲げている。

ラボが実施する事業の代表格が、2020年4月にオープンした「コメーキングスペース」である。セレクトショップのオーナーと協働し、個人商店をリノベーションしてシンプルでモダンな活動拠点を生み出した。コメーキングスペースの完成により、「社会問題井戸端会議」「森の子学習塾」「ネクサスコーヒータイトプロジェクト(認知症カフェ)」「只本屋(全国のフリーペーパー陳列)」等々、次々と新しい活動も生まれた。ユニークなのは、すべての活動にポップなロゴマークがつけられていることだ。これによって活動に親近感がわき、参加のハードルも低くなっていく。

ロゴマークを作成しているのは、どうぞ便のビジュアルコンセプトを考案したデザイナーである。ラボが組織化される際に、地域のなかで人と人のつながり方やその仕組みをデザインする専属のコミュニティデザイナーとして職員採用し、地域福祉活動を担ってもらうことにしたのだ。松崎さんは言う。

「三股町内ではすでに、さまざま

三股町 (宮崎県)

宮崎県の中央に位置し、県内第2の都市・都市部に隣接する町である。生活の利便性が高いだけでなく、自然豊かな暮らしやすい町であり、毎年人口も増加し続けている。その反面、町外からの転入者が多いためか、地域とのつながりの希薄化が課題となっている。

な地域活動が行われていました。みんな一生懸命にやっているのですが、当事者以外の住民や企業・団体にはその実態が伝わっていないのも事実です。もっとたくさんの人たちにアピールするためには、面白そうだと思ってもらうしかけが不可欠です。そこで大切になるのが、デザインの力です。これをフルに活用することで、ユニークな人材がどんどん集まってくるようになるのです」

アウトリーチの感度を高めれば、地域活動は広がっていく

地域福祉活動を発展させる上でもう一つ大切なことは、アウトリーチの感度を上げることだろう。しかし今、アウトリーチの考え方を再考する時期に来ているのではないかと松崎さんは訴える。

「これまで私たちは、アウトリーチを『直接訪問支援』という概念のみでとらえてきました。相談窓口を作ってチラシを配ったり、訪問したりして、いつでも相談していただきたいという形式です。でも本当に困っている人は、自分の窮状を簡単には他人に話したくありません。必死になって訪問回数を重ねても、相談件数が増えていかないという悩みを、私たちも抱えていました」

ところがどうぞ便をスタートすると、これまでかたくなに支援を拒んでいたような人たちの困りごとが、次々に見つかるようになってきた。これは、食材を定期的に運ぶボランティアメンバーたちの存在が大きい。配達時に彼らがさりげなく発する一言「困ったことがあったら、いつでも相談してね」が、少しずつ相手の心に届いていったのだ。

つまり「支援を受ける側と支援者の心理的距離」が縮まったからこそ

生まれた成果である。支援が届きにくい人にアプローチする方法は、直接訪問以外にもっといろいろあってもいい。誰でも気兼ねなく参加したくなるウェブサイトを構築し、自ら申込を行う「どうぞ便」のような窓口は、新たなアウトリーチ手法として注目すべきだろう。

めざすのは、成功メソッドを全国の社協に広めること

5か年計画で2025年までに地域福祉活動への具体的な参加目標を掲げるラボだが、すでに147の地域活動、1713人の活動者を生み出すことができているのだと松崎さんはうれしそうに語る。

「どうぞ便の配達メンバーに相談してきた不登校児童がいる家庭の悩みごとからさまざまな支援活動が生まれました。ラボでは次々と新しい地域活動が誕生し、新規活動者も集まってきます。例えば、地域課題を話し合う『社会問題井戸端会議』です。生活困窮の家庭をテーマとした最初の話し合いから、外国人のコミュニティ問題に発展し、『地球人BASE』という別の活動も生まれました。フェイスブックを見て東京から参加したいという学生も現れ、YouTubeの生配信も実現しました。単なる卓上の話し合いではなく、必ず出口を見つけることを目的としているので、

具体的なアイデアも出てきます。会議に参加した活動者が次にはまた別の活動者を連れてきて、違っ

た切り口の地域活動を提案するなど、動きは無限に増えていくのです。このまま順調に進めば数値目標はクリアし、活動者は2025人を超すと思います」

最後に、今後めざしていることについて松崎さんにかがった。

「実践支援研究室という名が示すとおり、ラボの活動は一つのスモールチャレンジにすぎません。でも、どうぞ便を窓口として地域住民を結集させ、具体的な個別支援までをコーディネートした取り組みは、社協がもつ潜在能力の大きさを改めて実感させてくれました。社協のネットワークを活かせば、生活困窮やひきこもりの人たちを飛躍的に減らすことができるはず。そのためにも私たちがチャレンジして上手くいったものを、各地でヨコ展開できるようにサポートにも力を入れていきたいですね」

三股町から生まれた活動が、次々と全国に広がっていくことを期待したい。



モダンなコワーキングスペースの店内。



地域活動全ロゴ化プロジェクトと名づけられ、すべてのコンテンツにはポップなマークが作られている (<https://commulab.jp>)

社協と社会福祉法人・福祉施設の連携・協働

～ともに生きる豊かな地域社会の実現に向けて～

社会福祉法人・福祉施設等との連携・協働による「はだの地域公益事業基金」の取り組み

神奈川県・秦野市社会福祉協議会

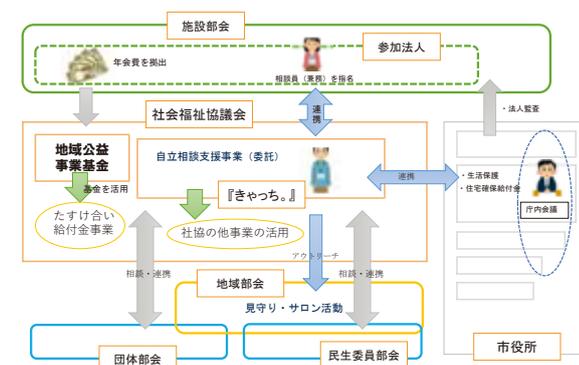
「はだの地域公益事業基金」の設立の経緯

秦野市社会福祉協議会（以下、市社協）では、平成 26 年より、「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を実現するために、①地域福祉の推進（SOS が出せる地域づくり）、②施策の地域化（福祉制度の狭間の解消）、③支援の総合化（深刻化する生活課題の解消）をめざす「はだの地域福祉総合相談センター『きゃっち。』」（以下、『きゃっち。』、句点には相談を受け止めるという意味が込められている）の設置に向けた検討が進められた。

この『きゃっち。』の設置の背景には、市社協が実施してきた事業ごとの縦割りから、個別事例に即した総合的な相談支援が展開できるようにすることと、複合化・複雑化した地域生活課題に対応するための新たな権利擁護相談事業の創設が求められたこと等がある。

『きゃっち。』がめざす①地域福祉の推進、②施策の地域化、③支援の総合化を実現するためには、地域福祉関係者による情報収集と見守り、支え合い等に加え、地域生活の基盤となる公的サービスを担う社会福祉法人・福祉施設との連携・協働が不可欠であった。

また、市社協では、制度の狭間の解消をめざして、『きゃっち。』で受け止めたニーズに対応するため、生活困窮者に対して必要な資金給付を行う事業を創設した。しかし、市社協だけで十分な資金を捻出できず、また相談に応じる職員体制も十分ではなかった。



秦野市社協 相談事業等における連携のイメージ

このため、市社協では、「地域における公益的な取組」を進める社会福祉法人に期待した。市社協の施設部会に属する社会福祉法人・福祉施設を中心に説明を行い、平成 27 年度に市内の 19 の社会福祉法人・福祉施設が参加する「はだの地域公益事業基金」（初年度会費総額：2,970,000 円）が創設された。

「はだの地域公益事業基金」の取組内容と今後の展望

この基金では、生活困窮者への相談支援等の財源として、事業規模に応じて参加法人に会費（年額：5 万～50 万円）を求めている。また、市社協と連携・協働して事業を実施するため、参加法人に『きゃっち。』との窓口になる相談支援員を設置している。

「たすけ合い給付金」事業は、この基金をもとに、制度の狭間にある課題に対応し、生活困窮者（世帯）の自立を図ることを目的に資金給付を行っている。具体的には、食料の購入や光熱水費の支払い、公費等でまかなえない就学に要する物品等の購入、緊急に食の確保が必要な者（世帯）への食料の現物給付等である。その他、基金をもとに、生後 1 年以内の乳児を養育する家庭に市社協のヘルパーが沐浴等を行うサービスの一部利用料を支援する「ハートフルサービス利用料支援」、参加法人の人材確保や職員研修等を実施する「福祉人材育成事業」が実施されている。コロナ禍の令和 2 年度においては、社会福祉法人・福祉施設のマスクや消毒液等の不足を補うために、基金を財源として、地域のボランティアの協力のもと、マスク等を作製し、メッセージを添えて、各社会福祉法人・福祉施設に届けた。

基金事業を通じて、社会福祉法人・福祉施設と連携を図ることにより、これまで市社協単独では対応できなかった地域ニーズを把握することができ、具体的な支援に結びつけることができるようになってきた。今後は、施設種別や相談者の属性を超えた相談支援が展開できるようにさらなる連携・協働が求められる。

未来の つながり 豊かな アクション

新型コロナウイルス感染症により、地域福祉活動が制限されるなか、つながりを途切れさせない社協の新たな取り組みや工夫を発信します。



シャキたま生活支援コーディネーター活動紹介

埼玉県社会福祉協議会

コロナ禍において、どのように住民主体の活動を進めていくべきか、悩んでいる自治体や生活支援コーディネーター、協議体等の関係者に対し、今後の活動のヒントやモチベーションアップにつながるよう、県内各市町村の生活支援コーディネーターの取り組みや地域活動の情報を紹介する「シャキたま生活支援コーディネーター活動紹介」のFacebookページを開設しました。

【紹介している例】

- ・3密を避けるために人数制限を設け、換気・消毒

を徹底した買い物支援事業

- ・Zoomを活用した協議体の開催や地域支えあい活動についてのYouTube動画配信 等



身近な習慣（回覧板）から広がった新たなつながり

倉敷市社会福祉協議会（岡山県）

倉敷市では、社協の生活支援コーディネーターと通いの場の運営者が協力して「つながる回覧」を作成しました。

つながる回覧は、以前から地域にある「回覧板」としての機能と、どこか懐かしい「交換日記」としての機能、さらにSNSに使われる「いいね！」等の反応を返す機能を合わせ持つものです。会えない日々のなかで、それぞれがどのような生活を送っているか、不安なことや困ったことがないか一人ずつ近況を書き込み、次の人に回覧します。読んだ人は、「すばらしい！」や「びっくり！」などの反応を「正」の字式に書き込んだり、日記に対する「お返事」を記入することもできます。通いの場ごとに、さまざま

な工夫が取り入れられており、これまでの通いの場で培った「なじみの関係性」がコロナ禍という非日常のなかでも地域にぬくもりを届けています。



全国社会福祉協議会 地域福祉部 令和3年度 職員体制

本社協地域福祉部の令和3年度職員体制をお知らせします。本年度は右記のメンバーで業務に取り組んで参りますので、どうぞよろしくお願いたします。

| | | | | | |
|-----|-------|------|-------|------|-------|
| 部長 | 高橋 良太 | 部員 | 森山 小楨 | 出向職員 | 小林 頼子 |
| 副部長 | 水谷 詩帆 | 部員 | 寺嶋波留加 | 出向職員 | 貴島 健太 |
| 参事 | 岡崎 貴志 | 嘱託職員 | 後藤 裕香 | | |

2021年4/5月号 令和3年5月20日発行
編集／全国社会福祉協議会 地域福祉部
発行所／地域福祉推進委員会 <https://www.zcwwc.net/>
東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-4655 FAX 03-3581-7858
代表者／川村 裕
編集人／高橋 良太
定価／220円(税込)
デザイン・印刷／第一資料印刷株式会社

編集後記

定額料金を支払うことで、製品やサービスを一定期間利用できる形式のビジネスモデル「サブスクリプション」。音楽や動画配信サービス（Apple MusicやAmazonプライムなど）の他にも、全国各地の優良住宅を借り上げ、貸し出す「空き家サブスク」もあるそうです。1回あたり1週間から1か月の期間で好きな時に

好きな場所で生活ができ、テレワークの普及で30～40代の利用者が多いようです。現地には農業体験など地域独自の体験メニューを考案するアンバサダーと現地サポートのコンシェルジュがいて、移住につながる地方創生のねらいがあります。今後、体験者や移住者と地元住民のつながりづくりが期待されます。（村）





コロナ禍での社協職員の 矜持

(第1回)

おち かず こ
越智 和子氏 (香川県・琴平町社会福祉協議会 会長)

1983年に琴平町社協福祉活動専門員、以降、地域福祉活動コーディネーター、介護支援専門員兼務を経て業務課長兼地域福祉係長。2010年10月に事務局長就任、2015年4月より常務理事兼事務局長、2020年7月より現職。

コロナ禍での対応

昨年からのコロナ禍は、多くの人々の生活や人生に大きな影響を及ぼしました。そのなかで、社協として将来に向かうための新たな創造が求められているときと思います。

琴平町社協では、訪問介護や配食サービス等の生活に密着した活動について、緊張と不安のなかで、感染防止に気をつけて継続することが求められました。活動に必要なマスクや消毒液等がなかなか手に入らず、マスクや仕切り等を手作りして対応してきました。また、社協活動では、職員だけでなくボランティア等の地域住民の活動に対する配慮や情報提供、意思疎通が適時必要でした。初めての感染症対応は注意喚起、禁止、自粛という緊張をとまいませんでした。利用者にはもちろん県外在住の家族にも移動制限などの協力を求め、必要な情報を得ながら、注

意深く継続することが大切でした。混乱のなかで、管理職にも今までにない状況判断が求められたことと思います。想定外の事態には関係者の情報共有が不可欠でした。この間の判断や行動から学ぶことが多くあったように思います。



コロナ禍で行われた地域住民との災害時避難経路の確認

全国の社協職員へのメッセージ

市区町村社協、都道府県・指定都市社協が実施している生活福祉資金の特例貸付等を通じて、地域経済や生活への見方や理解が大きく変化し、改めて地域生活支援について考えさせられました。新しい生活様式は、コロナへの対応だけでなく、すべての人々の日常生活に影響し、社協がこれまで関わることの少なかった世代や家族にも関わることになりました。

社協職員の働き方も、「在宅勤務」や「リモート会議」「ウェブ研修」といった新しい方法が加わりました。これを機に、ICT化が急激に加速するかもしれませんが、そこにまた社会的弱者が生まれてくるおそれがあります。これまで気づかずにいた格差の広がり、経済的な面だけでなく社会的な面でも人間関係の面でも、そして子どもの成長にも及んで

きました。

市区町村社協は、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを使命としています。コロナによる制限や影響はまだ続くかもしれません。しかし、社協の動きを止めることはできません。今まさに、それぞれの地域において、地域の姿を確認し冷静な判断と志をもって迅速に行動することが求められています。

これからの地域共生社会は、社協だけの地域福祉ではありません。社会福祉法人・福祉施設をはじめとする多機関との協働、行政とのパートナーシップによる取り組みです。これまでとは違うことが多く、先が見えない不安があります。しかし、すべての社協職員にはそれ以上の希望と勇気をもって新たな地域福祉の創造に取り組むことが期待されています。

